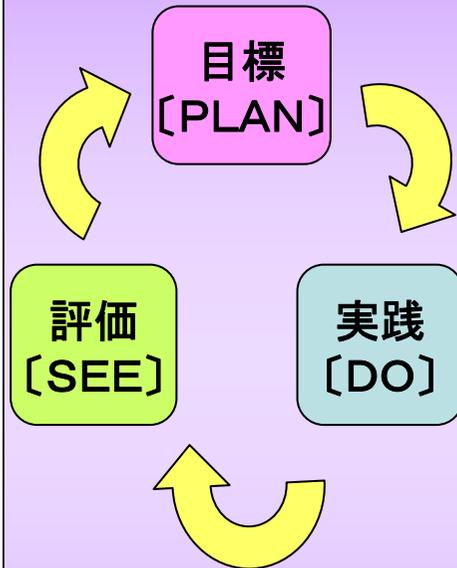


# 各学校・自治体の裁量の拡大

## 学校教育の改善サイクル



## ●教育課程編成上の裁量の拡大化

① 各学校の判断で、国の基準に加えたり、減じたりして、弾力的に運用することについて

(現状)

【国の基準に加える】

教育内容: 発展的な学習などで実施可能

授業時数: 各学校の判断で実施可能

教科: 小学校では教育課程の特例(特区の活用)

中学校では選択教科で実施可能

高等学校では学校設定教科・科目で実施可能

【国の基準から減じる】

教育内容: 小・中学校では教育課程の特例(特区の活用)

高等学校では各学校の判断で実施可能

授業時数: 小・中学校では教育課程の特例(特区の活用)

高等学校では各学校の判断で実施可能

教科: 小・中学校では教育課程の特例(特区の活用)

② 各教育委員会が、学習指導要領等によらない基準を設定することについて

(現状)

・構造改革特区の活用などにより実施

→各学校の判断の余地が結果的に狭まるとの指摘もある

地方や学校の特色を生かした教育